

<危険物及び汚染残土の処理について>

第3回有識者委員会（2月3日開催）における決定事項

- ① 処理は掘削残土仮置き場内で行う。
- ② 処理作業は全て密閉した環境下で行う。
- ③ 掘削残土仮置き場の処理については、危険物と汚染残土を分離して処理する。
- ④ 汚染のおそれのある残土約6,000m³は全て処理する。
- ⑤ 処理時間帯は住民意向を踏まえ設定する。
- ⑥ 危険物及び汚染残土の処理方法は幅広く国内、海外から公募する。
- ⑦ テント及び処理施設の排気基準は0.003mg/m³以下とする。
(米国労働・市民環境法の基準で、この基準値以下であれば防護装備を着用せずに作業を継続してできる。)
- ⑧ 計測は各排気口につき少なくとも1回/時間以上の頻度で行う。
計測結果については寒川町役場へ情報提供する。
- ⑨ 作業安全基準については、今後設定する。
- ⑩ 処理残さは、産業廃棄物として法的に処理を行う。
- ⑪ 国土交通省、警察、消防、地元自治体と連携した危機管理体制を構築する。

第4回有識者委員会（2月27日開催）における決定事項

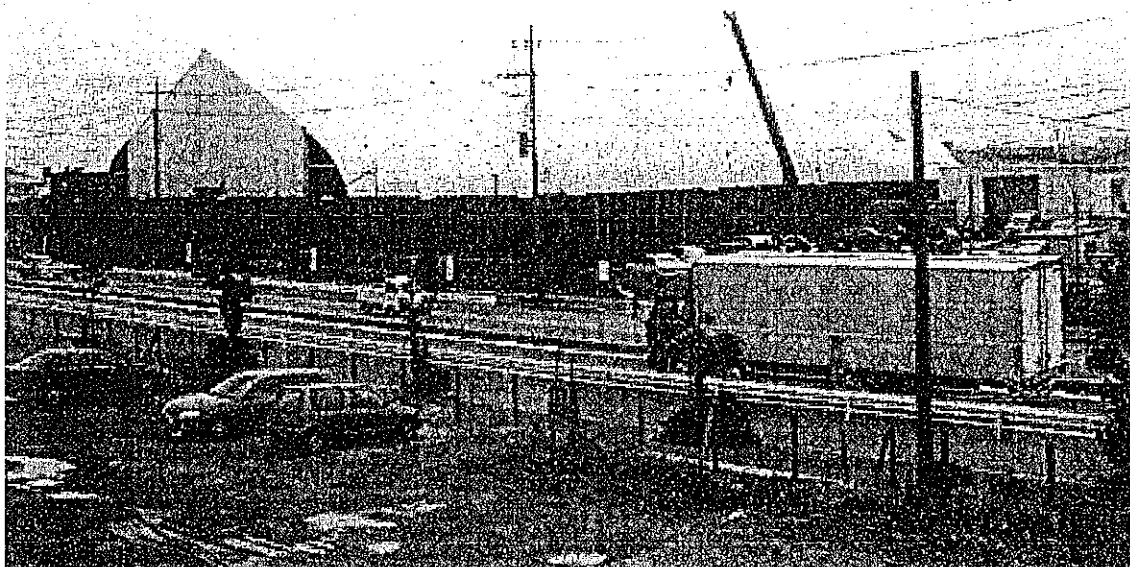
- ① 掘削残土仮置き場における危険物と汚染残土の分離作業は、圧縮空気掘削した土を真空吸引して回収するリモートコントロール方式とし、できる限り人力による作業を避ける。また、分離作業は、処理作業と切り離して早期に着手する。
- ② 橋脚工事現場（P28～P30区間）の掘削調査方法についても、上記①の分離作業が適応できるかどうか検討する。

第5回有識者委員会（3月26日開催）における決定事項

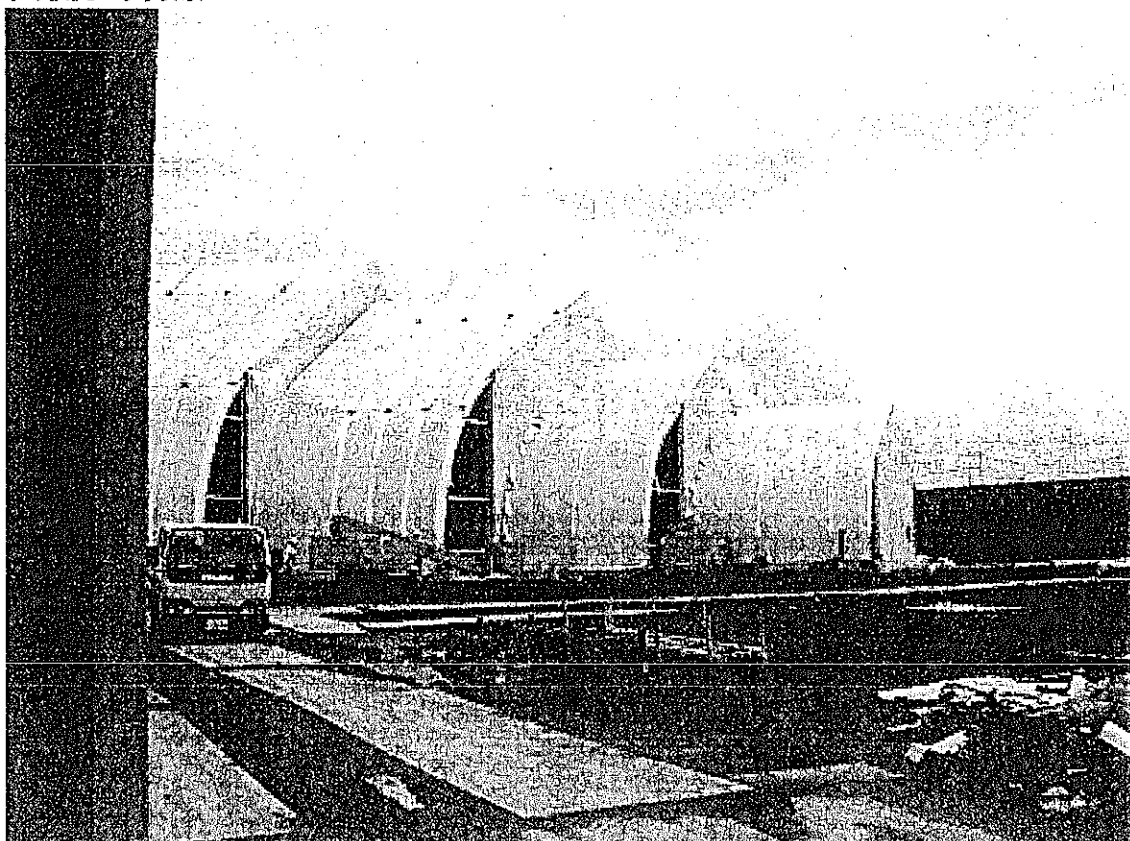
- ① 処理業者選定の評価基準について検討

テント設置状況 (4月8日撮影)

さらなる安全性を確保するため、汚染残土全体を覆うテントを設置しています。



西側より撮影



<広報体制について>

情報提供紙「さがみ危険物への対応」を現場周辺の4自治会へ配布しています。これまでに、第1号（11月21日）から第5号（12月5日）、第6号（2月15日：情報コーナー及び寒川町役場）、田端地区向け（2月4日）を配布しております。また、寒川町の広報「さむかわ」と併せて配布する「広報さむかわ版」も、第1号（12月14日）から第8号（3月29日）を配布しており、今後も広報「さむかわ」の配布に併せて広報を実施していく予定です。

また、掘削残土仮置き場および橋脚工事現場の現地詰所には、情報コーナーを設置しており、周辺地域への情報提供を行っていきます。

国土交通省ホームページ <http://www.ktr.mlit.go.jp/yokohama/>

神奈川県ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/menu/070.htm>

寒川町ホームページ <http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/>

検知結果について寒川町役場に通知いたします。

